

# 村上市

## エネルギー価格高騰緊急経済対策支援金(第2弾)

### 【申請要領】

問い合わせ先：村上市地域経済振興課 TEL 0254-53-2111

#### 1 制度の目的

本制度は、コロナ禍において、原油価格の高騰により**燃油（ガソリン・軽油・灯油・重油）、電気・ガス等（以下、「エネルギー」という。）**のコスト増加の影響を大きく受けた市内事業者に対して、その経費の一部を補助することにより、継続的かつ円滑な企業活動を支援することを目的としています。

#### 2 制度の概要

##### (1) 対象者の要件

支援金を受けることができるのは、市内に事業所を有する法人、個人及び会社以外の法人等（人格のない社団等を含む）のうち、以下の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する事業者で、かつ①～⑥までの要件を全て満たしていることが必要です。

※ 申請は1事業者1回限りです

##### ● 対象事業者の範囲

- (ア) 市内に本店、本社又は活動の拠点を有する者
- (イ) 県内に本店又は本社を有し、市内に事業所又は活動の拠点を有する者
- (ウ) 市内の事業所で製造業、運輸業、宿泊業、医療及び福祉事業を営む者

※ **ただし、以下の事業者は対象外です**

- ・市外に本社を有し、チェーン店方式により11以上の直営店で卸売・小売業、飲食サービス業等を営む事業者
- ・会社以外の法人等（人格のない社団等を含む）のうち、収益を伴う事業を行っていない事業者
- ・別記（P5）で定める事業者

##### ● 対象要件

- ① 令和4年9月30日時点で事業を行っており、申請日時点で今後も継続して事業を行う意思があること
- ② 市税の滞納がないこと
- ③ 国及び公共団体その他公共団体が設立した事業者及び国、地方公共団体その他公共団体が資本金、基本金、その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している事業者でないこと
- ④ 村上市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しないこと。また、当該暴力団等と密接な関係を有していないこと
- ⑤ 補助対象経費について、他の公的制度で助成・補助を受けていないこと
- ⑥ 本支援金の交付決定を受けていないこと

## (2) 対象経費・対象条件

対象経費	令和4年7月から9月までの3か月間に市内の事業所で使用したエネルギー料金
対象条件	対象経費が20万円以上であること

### ※「●月分」の考え方

Q 電気料金の「7月分」は、いつからいつまでですか？

A 電気・ガス等の料金「7月分」は、6月の検針日から7月の検針日の前日までを1ヶ月とし、その間の使用量に基づき計算されています。

領収書等には「令和4年7月分」と記載されています。

(例) 前月の検針日：6月16日、今月の検針日：7月16日の場合は、「7月分」の電気料は、6月16日から7月15日



## (3) 対象外経費

### 1. 事業用以外で使用したエネルギー料金

事業用と事業用以外（自家用等）を分ける必要がある経費については、青色申告で行う家事按分（事業に使用した割合を合理的な理由に基づき）の手法等により対象経費を算出してください

### 2. 販売を目的とした仕入れた燃料等

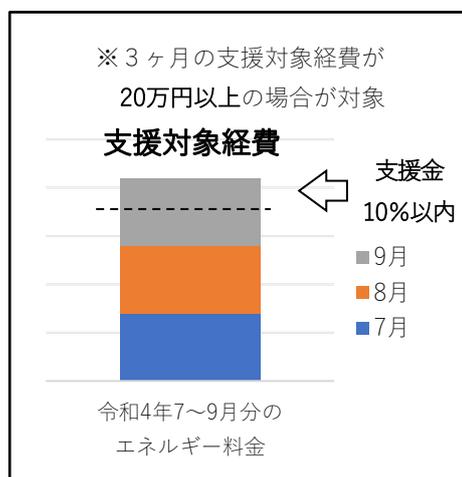
燃料小売業を営む事業者については、販売目的に仕入れたエネルギーを除き、自社消費分のみ対象経費としてください

### 3. 他の公的制度で助成・補助を受けた経費

国、県及び市の公的制度により、既に助成・補助を受けたエネルギー料金

### 4. 公の施設の管理に使用した経費

指定管理制度等により公の施設の管理及び収益事業に使用したエネルギー料金



## (4) 支援金額

**支援金額：対象経費の10%以内 上限額：50万円**

※支援金額は千円未満切捨てとなります

### 3 申請手続き

#### (1) 申請受付期間・方法

受付期間：令和4年11月15日～令和5年1月31日（土日祝日を除く）

申請方法：**郵送又は持参** ※令和5年1月31日までの消印有効

提出先：村上市 地域経済振興課（〒958-8501 村上市三之町1番1号）

#### (2) 申請時必要書類（※1～6必須、7～8該当する場合は省略可）

1. 村上市エネルギー価格高騰緊急経済対策支援金（第2弾）支給申請書（様式第1号）
2. 誓約書（別紙1）
3. 対象事業所確認書（別紙2）
4. 対象経費及び支援金算出書（別紙3）
5. 対象経費の内訳が確認できる資料 【参考様式】対象経費の積算

※家事按分をした場合、事業用と事業用以外の割合などを明記

（例）支援金の算出イメージ

●対象経費 1,241,000 円 × 支援率 10% 以内 = 支援金額 124,000 円（千円未満切捨）

種類	① エネルギー料金				② 補助対象経費		※補助対象外
	7月分	8月分	9月分	小計	家事按分	事業用	事業用以外
ガソリン	40,000	40,000	40,000	120,000	90 %	108,000	12,000
灯油	10,000	3,000	0	13,000	100 %	13,000	0
軽油	10,000	10,000	10,000	30,000	100 %	30,000	0
重油 A	100,000	100,000	100,000	300,000	100 %	300,000	0
電気	300,000	250,000	250,000	800,000	80 %	640,000	160,000
LPG	50,000	50,000	50,000	150,000	100 %	150,000	0
計				1,413,000		1,241,000	172,000

※②補助対象経費が 200,000 円未満の場合は申請対象外

#### 6. 帳簿・請求書等の写し（別紙4）

令和4年7月から9月までの3ヶ月分の帳簿又は請求書の写し等を添付

※事業に使用したエネルギー料金や種類（内訳）が確認できる書類

※上記書類以外に領収書、納品書、クレジットカードの利用明細書、ATMの振込明細書、出金がわかる通帳の写しなどの確認書類を追加でお願いする場合があります

前回の「村上市エネルギー価格高騰緊急経済対策支援金（第1弾）」の支給を受けており、以下、申請時必要書類7、8に変更がない場合、提出を省略できます。

#### 7. 確定申告書等の写し（直近のもの） <該当する場合は省略可>

法人：法人市民税確定申告書（第二十号様式）、法人事業概況説明書

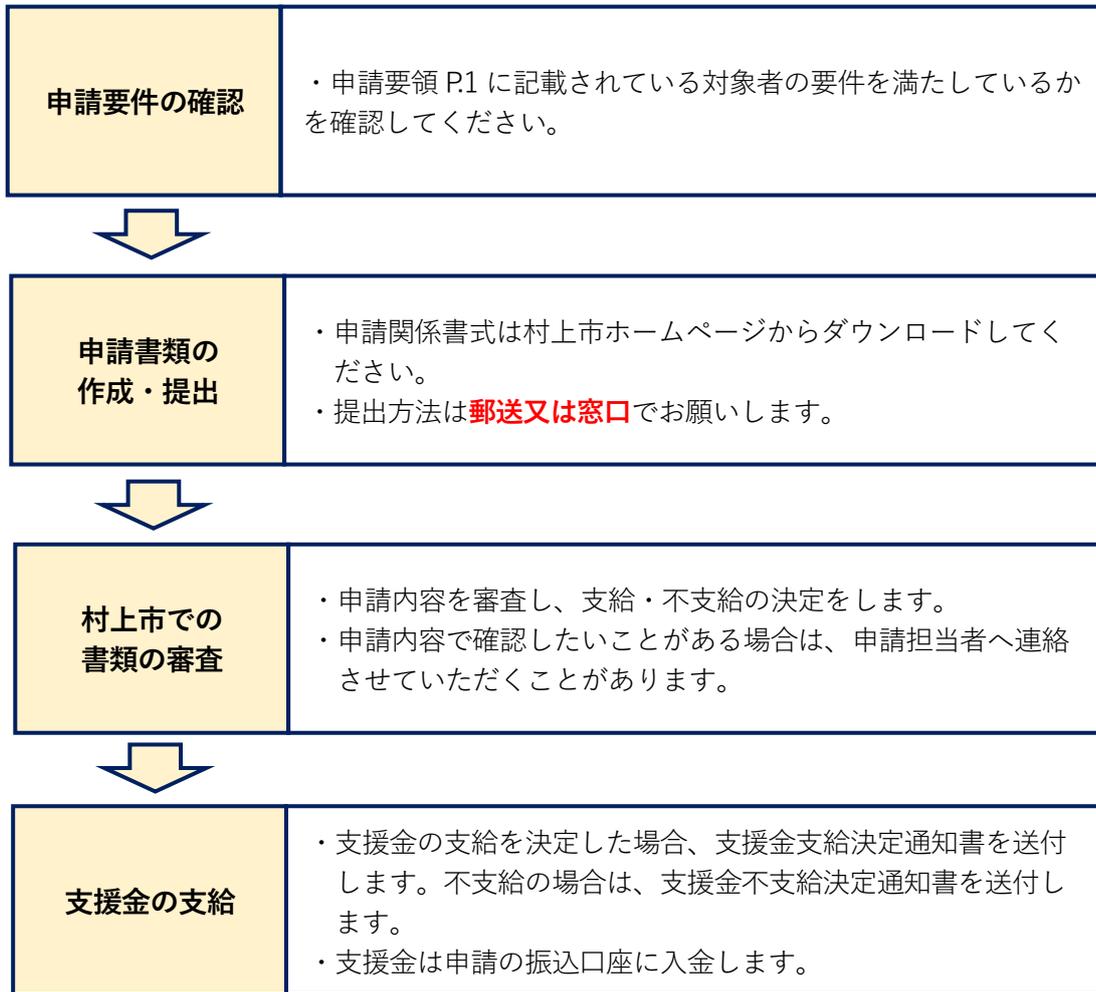
会社以外の法人等（人格のない社団等を含む）：法人と同じ

個人：令和3年分〔青色〕所得税青色申告決算書 〔白色〕収支内訳書

#### 8. 振込先が分かる書類（通帳の写し等） <該当する場合は省略可>

## 4 申請手順

### ●申請から支給までの流れ



## 5 注意事項

- ① 申請書類の不備又は申請内容に不明な点があれば電話等により内容を確認させていただくことがあります。
- ② 本支援金の支給決定後に要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消すとともに、支援金を返還していただきます。
- ③ 申請書類に記載の情報を公的機関（保健所・税務当局・警察等）に提供する場合がありますので同意のうえ申請願います。
- ④ 本支援金は、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。
- ⑤ 本申請で記入していただいた申請者情報を市からの情報提供等に使用させていただく場合がございます

申請に必要な書類のダウンロードや詳細事項は、村上市ホームページをご覧ください。

✓ ホームページ

村上市 エネルギー価格高騰 第2弾

検索

✓ お問い合わせ先

村上市役所 地域経済振興課 経済振興室

TEL : 0254-53-2111 (内 3610・3611)

FAX : 0254-53-3840

Eメール : keizai-ss@city.murakami.lg.jp

### (別記)対象外事業者一覧

- 宗教法人
- 商工会議所、商工会
- 郵便業を営んでいる事業者
- 金融業（農業協同組合、漁業協同組合の金融部門を除く）を営んでいる事業者
- 保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）を営んでいる事業者
- 娯楽業のうち風俗関連営業を営んでいる事業者
- 競輪・競馬等の競争場・競技団を営んでいる事業者
- パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場を営んでいる事業者
- 芸ぎ業、芸ぎ周旋業を営んでいる事業者
- 場外馬券売り場及び場外車券売場を営んでいる事業者
- 競輪競馬等予想業を営んでいる事業者
- 集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに関するものを除く）を営んでいる事業者
- 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行う者
- 易断所・観相業を営んでいる事業者
- 相場案内業を営んでいる事業者
- 宗教、政治、経済団体
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するものを営んでいる事業者
  - ・風俗営業（第1項）、キャバレー（第1号）、スナック・バークラブ（第2号）、ナイトクラブ（第3号）、低照度飲食店（第5号）
  - ・性風俗関連特殊営業（第5項）店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業
- 特定連鎖化事業（10以下の直営店を運営しているものを除く）に該当又は類似すると認められる事業者
- その他公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる事業者